

会館ご利用の皆様

旭町内会館利用のお知らせ

日頃より旭町内会館をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度会館の利用にあたり、各取り決めについてお知らせ致します。

すでにご存じの方々もおられる事とは思いますが、確認の意味もあり今後とも気持ちよく会館をご利用いただくためにも、ご一読いただければ幸いと存じ上げます。

1. お申し込みについて

会館利用のお申し込みは午前中に事務室に申し付け下さい。

使用申請書にご記入下さればスケジュールなどを調節の上お受け致します。

サークル活動のお申し込みの方は貸室賃貸借契約書 2 枚にご記入して捺印をお願いします。

2. 優先事項

葬儀でのご利用は最優先にしています。この期間のサークルはすべて中止していただきますのでご了承下さい。

葬儀利用の申し込みがあった時は、各サークルの代表者の方にこちらから連絡致します。

3. ご利用にあたって

ご利用時に階段右横にある利用状況欄に、必要事項を記入して下さい。

4. 飲食について

炊事場でお湯を沸かせます。ポットや湯飲み茶碗等の食器もそろっていますのでご利用下さい。お茶の葉等は各自ご持参下さい。食器類使用後は洗って元の場所に納めておいて下さい。

5. ゴミの扱いについて

すべてのゴミは利用者がお持ち帰り下さいますようお願い致します。

6. 喫煙について

館内全面禁煙です。

7. ご利用後について

- ① 次にご使用される方のために、清掃してお帰り下さいますようお願い致します。掃除用具は台所の食器棚右横にあります。
- ② 火気、窓の施錠を確かめて、特にストーブやエアコンの電源を切ったか、部屋の電気を消したか確かめて下さい。最後にご利用された方は、恐れ入りますがトイレ等、全館の確認をお願い致します。
- ③ 階段右横にある利用状況欄に退室時間を記入して下さい。

8. カギのご使用について

- ① 階段左横の利用状況掲示板を見て、最後に利用される方は、外玄関向かって右横にあるキーボックス内のカギで玄関のカギをかけて下さい。
サークル以外の方は、前もって金曜日午前中に事務員の方に申し付け下さい。利用後はカギをかけて郵便受けにカギを入れて下さい。
- ② 階段右横にある利用状況欄に鍵を掛けて下さる方の名前を記入して下さい。

9. その他

- 申し込まれた時の使用時間は守って下さい。
午後に使用と申し込まれて午前中に準備する事等は、他のサークルに迷惑をかけることもありますので、ご遠慮下さい。
- 使用時間を延長する場合は事務室に申し出下さい。
無断での延長使用はしないで下さい。
- 何らかの理由で、サークルを休まれる時はなるべく早めに会館事務室まで連絡して下さい。(TEL 861-8931 平日午前中)

令和 7 年 10 月現在

旭町内会館使用料

時 間	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	1 日使用
1 階洋室 1 号室	1,000 円	1,200 円	1,200 円	4,000 円
1 階洋室 2 号室	1,200 円	1,400 円	1,400 円	4,500 円
1 階 2 室同時使用	2,200 円	2,600 円	2,600 円	6,000 円
多 目 的 室	1,500 円	1,700 円	1,700 円	4,000 円
2 階洋室 3 号室	700 円	900 円	900 円	4,000 円
2 階 ホール	5,000 円	6,000 円	6,000 円	15,000 円
2 階ホール(小)	1,500 円	1,800 円	1,800 円	6,000 円

暖房料（11 月～4 月）冷房料（7 月～9 月）※使用しなくても期間内はお支払い頂きます。

暖房器具 1 台当たり	300 円	400 円	300 円	
冷房器具 1 階 1 台当たり	150 円	200 円	150 円	
冷房器具ホール 1 台当たり	300 円	300 円	300 円	

(1) 町内会員でサークルを結成して使用する場合は 1 回につき 500 円

(冷暖房料は上記の欄を適用する。)

町外より参加している方は、1 ヶ月 300 円をいただきます。

(2) 通信カラオケを使用する場合は 1 人 200 円、(暖房費 1 グループ 600 円、冷房費 1 グループ 1 台につき 300 円)

(3) 葬儀を営む場合

町内会員	45,000 円	(1 階・2 階全室)	25,000 円	(1 階全室)
町外の方	55,000 円	(1 階・2 階全室)	30,000 円	(1 階全室)
冷暖房料	18,000 円	(1 階・2 階全室)	6,000 円	(1 階全室)

(4) その他

町以外の方の使用料は、30%増になります。(冷暖房料は上記の欄を適用する。)

(5) 営業目的(物品販売等)に使用料する場合は 50%増になります。(冷暖房料は上記の欄を適用する。)